

令和5年第4回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第92号	令和5年度三豊市一般会計補正予算(第4号)	3
議案第93号	令和5年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	4
議案第94号	令和5年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)	5
議案第95号	令和5年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	6
議案第96号	令和5年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	7
議案第97号	令和5年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	8
議案第98号	令和5年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)	9
議案第99号	令和5年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)	10
議案第100号	令和5年度三豊市病院事業会計補正予算(第1号)	11
議案第101号	三豊市植林プロジェクト基金条例の制定について	12
議案第102号	三豊市集落排水事業の設置等に関する条例の制定について	15
議案第103号	三豊市集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について	19
議案第104号	三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について	22
議案第105号	三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正について	43
議案第106号	三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について	45
議案第107号	三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	47
議案第108号	三豊市印鑑条例の一部改正について	50
議案第109号	三豊市国民健康保険条例の一部改正について	52
議案第110号	三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	54

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第111号	三豊市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について	56
議案第112号	三豊市第2次総合計画後期基本計画の策定について	58
議案第113号	工事請負契約の締結について	59
議案第114号	指定管理者の指定について(三豊市弥谷山ふれあいの森公園施設)	60
議案第115号	指定管理者の指定について(三豊市仁尾マリーナ)	61
議案第116号	指定管理者の指定について(三豊市立西香川病院)	62
議案第117号	指定管理者の指定について(三豊市文化会館)	63
議案第118号	指定管理者の指定について(たくまシーマックス)	64
議案第119号	市道の路線廃止について	65

議案第 9 2 号

令和 5 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 3 号

令和 5 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 4 号

令和 5 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 5 号

令和 5 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 6 号

令和 5 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 97 号

令和 5 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 98 号

令和 5 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 99 号

令和 5 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 0 号

令和 5 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 1 号

三豊市植林プロジェクト基金条例の制定について

三豊市植林プロジェクト基金条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市植林プロジェクト基金条例

(設置)

第1条 三豊市植林プロジェクトの円滑な実施に向け、個人又は企業からの寄附金及びカーボンニュートラルを目的とした自動販売機（以下「カーボンニュートラル自販機」という。）の売上手数料を三豊市植林プロジェクトの経費に充て、豊かな自然環境の維持を図り、持続可能な脱炭素社会の実現を目指すため、三豊市植林プロジェクト基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、「三豊市植林プロジェクト」とは、二酸化炭素の吸収源を拡大させることを目的とした植林活動をいう。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、第1条に規定する基金の設置の目的のための寄附金額及びカーボンニュートラル自販機の売上手数料の額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、令和5年9月27日からこの条例の施行の日の前日までに収受したカーボンニュートラル自販機の売上手数料についても、適用する。

議案第 1 0 2 号

三豊市集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

三豊市集落排水事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市集落排水事業の設置等に関する条例

(設置)

第1条 農業及び漁業集落地域の生活環境整備を推進するため、集落排水事業（農業集落排水事業及び漁業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、集落排水事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 集落排水事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 農業及び漁業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表に掲げるとおりとする。
- (2) 処理区域面積は、189.7ヘクタールとする。
- (3) 処理人口は、4,082人とする。
- (4) 1日最大処理能力は、1,107立方メートルとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡の場合は、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係

る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 集落排水事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 市長は、集落排水事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、集落排水事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 市長は、天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合は、速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(三豊市特別会計条例の一部改正)

2 三豊市特別会計条例（平成18年三豊市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

(三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

3 三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例（平成18年三豊市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業及び漁業集落排水処理施設（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

第20条第1項及び第5項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

別表（第3条関係）

名称	位置	処理区域
三豊市上高瀬第1地区 農業集落排水処理施設	三豊市高瀬町上高瀬	上高瀬第1区域
三豊市大見地区農業集 落排水処理施設	三豊市三野町大見	浅津、岡崎、田所、 西大見の区域
三豊市渦満地区農業集 落排水処理施設	三豊市詫間町栗島	渦、満の区域
三豊市上新田地区漁業 集落排水処理施設	三豊市詫間町栗島	上新田の区域
三豊市大浜地区農業集 落排水処理施設	三豊市詫間町大浜	大浜、波止艾、船 越、伊砂子の区域
三豊市北草木地区農業 集落排水処理施設	三豊市仁尾町仁尾	北草木の区域

議案第 1 0 3 号

三豊市集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

三豊市集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、三豊市集落排水事業（以下「集落排水事業」という。）における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 集落排水事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額があるときは、当該残額の20分の1を下らない金額を減債積立金に積み立て、残余の額を利益積立金又は建設改良積立金に積み立てるものとする。

2 前項の規定による積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金を埋める目的

(3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項各号（第2号を除く。）に掲げる積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次に定める方法により処分することができる。この場合において、処分の順序は、次に掲げる順序とする。

(1) 利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法

(2) 前号の方法により処分した後の額の 20 分の 1 を下らない金額を資本金に
組み入れる方法

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 0 4 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「41万4,800円」を「41万5,600円」に改める。

第26条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合においては100分の125」を加え、同条第3項中「100分の67.5」の次に「とし、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を加える。

第29条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の100」の次に「、12月に支給する場合においては100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の50」を加える。

第31条第2号中「財団法人香川縣市町村職員互助会（昭和58年4月1日に財団法人香川縣市町村職員互助会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人香川縣市町村職員互助会」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600

7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700

37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		

67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600	382,600	394,300	
95		296,200	344,100	383,200	394,600	
96		296,600	344,500	383,800	394,800	

	97	296,800	344,700	384,500	395,000			
	98	297,100	345,100	385,100	395,300			
	99	297,500	345,500	385,700	395,600			
	100	297,900	345,800	386,300	395,800			
	101	298,100	346,100	387,000	396,000			
	102	298,400	346,500	387,600				
	103	298,800	346,900	388,200				
	104	299,100	347,300	388,800				
	105	299,300	347,800	389,500				
	106	299,600	348,200					
	107	300,000	348,600					
	108	300,300	349,000					
	109	300,500	349,500					
	110	300,900	349,900					
	111	301,300	350,200					
	112	301,600	350,500					
	113	301,800	351,000					
	114	302,000						
	115	302,300						
	116	302,700						
	117	302,900						
	118	303,100						
	119	303,400						
	120	303,700						
	121	304,100						
	122	304,300						
	123	304,600						
	124	304,900						
	125	305,200						
定年		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給

前再 任用 短時 間勤 務職 員	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900

	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900

52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	

	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000

	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500

	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200

66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,800
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,100
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,300
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		290,700	326,500	347,300		
87		290,900	326,700	347,600		
88		291,100	327,000	347,900		
89		291,500	327,400	348,300		
90		291,700	327,800	348,600		
91		291,900	328,200	349,000		
92		292,100	328,600	349,300		
93		292,500	328,900	349,700		
94		292,700	329,100	350,000		
95		292,900	329,500	350,300		

	96		293,200	329,800	350,600		
	97		293,500	330,000	350,900		
	98		293,700	330,300	351,300		
	99		293,900	330,600	351,700		
	100		294,200	330,900	352,100		
	101		294,500	331,100	352,600		
	102		294,700	331,400	353,000		
	103		294,900	331,800	353,400		
	104		295,200	332,000	353,800		
	105		295,500	332,200	354,300		
	106			332,400	354,700		
	107			332,800	355,100		
	108			333,000	355,500		
	109			333,200	356,000		
	110			333,600	356,400		
	111			334,000	356,800		
	112			334,400	357,200		
	113			334,600	357,700		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100	円 323,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800

職務 員以外 の職員	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900

34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000

65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,600
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	432,900
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,300
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100	

	95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600
	96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000
	97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400
	98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,800
	99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,300
	100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,700
	101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,100
	102	289,900	320,800	353,300	371,400	
	103	290,700	321,400	353,800	371,900	
	104	291,500	321,900	354,200	372,300	
	105	292,100	322,300	354,500	372,900	
	106	292,600	322,800	355,000	373,400	
	107	293,100	323,300	355,400	373,900	
	108	293,500	323,800	355,700	374,400	
	109	293,700	324,200	356,200	375,000	
	110	294,000	324,600	356,700	375,400	
	111	294,200	324,900	357,200	375,900	
	112	294,500	325,200	357,700	376,400	
	113	294,800	325,500	358,200	377,000	
	114	295,000	325,900	358,700		
	115	295,300	326,300	359,200		
	116	295,500	326,600	359,600		
	117	295,800	326,800	360,000		
	118	296,100	327,100	360,400		
	119	296,400	327,500	360,900		
	120	296,700	327,700	361,400		
	121	297,000	327,900	361,800		
	122	297,400	328,200	362,300		
	123	297,700	328,500	362,800		
	124	298,100	328,800	363,300		

	125	298,300	329,000	363,600			
	126	298,500	329,300				
	127	298,800	329,700				
	128	299,200	329,900				
	129	299,400	330,100				
	130	299,700	330,300				
	131	300,100	330,700				
	132	300,500	330,900				
	133	300,700	331,200				
	134	301,000	331,600				
	135	301,400	332,000				
	136	301,700	332,400				
	137	301,900	332,700				
	138	302,200	333,100				
	139	302,600	333,500				
	140	302,900	333,900				
	141	303,100	334,200				
	142	303,500	334,600				
	143	303,900	334,900				
	144	304,200	335,300				
	145	304,400	335,600				
	146	304,600	336,000				
	147	304,900	336,400				
	148	305,300	336,800				
	149	305,500	337,100				
	150	305,700	337,500				
	151	306,000	337,900				
	152	306,300	338,300				
	153	306,700	338,600				
	154	306,900					

	155	307,100					
	156	307,400					
	157	307,700					
	158	308,000					
	159	308,300					
	160	308,600					
	161	309,000					
	162	309,300					
	163	309,600					
	164	309,900					
	165	310,300					
	166	310,600					
	167	310,900					
	168	311,200					
	169	311,600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 三豊市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とし、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」に改める。

第29条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の47.

5、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三豊市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 1 0 5 号

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正について

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（平成18年三豊市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 0 6 号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年三豊市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 0 7 号

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年三豊市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「100分の165」の次に「と」、「100分の125」とあるのは「100分の175」を加える。

第9条第1項の表を次のように改める。

職務の級	給料月額
	円
1級	188,700
2級	216,200
3級	256,200
4級	275,600
5級	290,700
6級	316,200
7級	358,000
8級	391,200

第2条 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正

する。

第8条第2項中「「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の170」」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 1 0 8 号

三豊市印鑑条例の一部改正について

三豊市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市印鑑条例の一部を改正する条例

三豊市印鑑条例（平成18年三豊市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項から第5項までを削る。

第13条第1項中「又はその代理人」を削り、次のただし書を加える。

ただし、登録者本人が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）をいう。以下同じ。）を添えて行うときは、登録証を添えることを要しない。

第13条第2項中「前項の」を「前2項の規定による」に改め、「登録証」の次に「（第1項ただし書に規定する場合にあっては、個人番号カード）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定による申請は、代理人により行うことができる。

第14条第1項中「多機能端末機」の次に「（市の電子計算機と電気通信回路で接続した端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この条において同じ。）」を加え、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を「個人番号カード」に改め、同条第2項中「（平成14年法律第153号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 0 9 号

三豊市国民健康保険条例の一部改正について

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険条例（平成18年三豊市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（被保険者としない者）

第3条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童で、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 1 0 号

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 1 号

三豊市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について

三豊市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

三豊市空家等の適正な管理に関する条例（平成29年三豊市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第3条」を「第5条」に、「空家等の適切な管理を行わなければならない」を「市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるとともに、空家等の適切な管理を行わなければならない」に改める。

第4条中「第4条」を「第4条第1項」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第6条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第8条中「第13条」を「第15条」に改める。

第10条第1項中「第14条」を「第22条」に改め、同条第2項中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第13条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項第2号中「第14条」を「第22条」に改め、同条第4項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 2 号

三豊市第 2 次総合計画後期基本計画の策定について

三豊市第 2 次総合計画後期基本計画を別冊のとおり策定することについて、三豊市議会基本条例第 9 条第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 3 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 5 年度 三豊市立財田こども園増築工事 |
| 2 | 工事の場所 | 三豊市財田町財田上地内 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1 6 5 , 5 5 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 香川県三豊市豊中町本山甲 8 5 3 番地 6
株式会社金丸工務店
代表取締役 藤田 薫 |

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 4 号

指定管理者の指定について（三豊市弥谷山ふれあいの森公園施設）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市弥谷山ふれあいの森公園施設
- (2) 位 置 香川県三豊市三野町大見乙地内

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県坂出市西大浜北二丁目 1 番 1 1 号
- (2) 名 称 I K K A みの
- (3) 代表者 株式会社サクセス 代表取締役 和泉 享

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 5 号

指定管理者の指定について（三豊市仁尾マリーナ）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市仁尾マリーナ
- (2) 位 置 香川県三豊市仁尾町

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都港区南青山二丁目 1 2 番 1 4 号
- (2) 名 称 株式会社ユニマツプレシヤス
- (3) 代表者 代表取締役 高橋 洋二

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 6 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 6 号

指定管理者の指定について（三豊市立西香川病院）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市立西香川病院
- (2) 位 置 香川県三豊市高瀬町比地中 2 9 8 6 番地 3

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市豊中町本山甲 2 0 1 番地 1
- (2) 名 称 一般社団法人三豊・観音寺市医師会
- (3) 代表者 会長 國土 修平

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 7 号

指定管理者の指定について（三豊市文化会館）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市文化会館
- (2) 位 置 香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 2 7

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 6 5
- (2) 名 称 特定非営利活動法人三豊市総合型地域文化・スポーツクラブ
グループ
- (3) 代表者 特定非営利活動法人三豊市総合型地域文化・スポーツクラブ
理事長 浅井 亮一

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 8 号

指定管理者の指定について（たくまシーマックス）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 たくまシーマックス
- (2) 位 置 香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 6 5

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 6 5
- (2) 名 称 特定非営利活動法人三豊市総合型地域文化・スポーツクラブ
 グループ
- (3) 代表者 特定非営利活動法人三豊市総合型地域文化・スポーツクラブ
 理事長 浅井 亮一

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 9 号

市道の路線廃止について

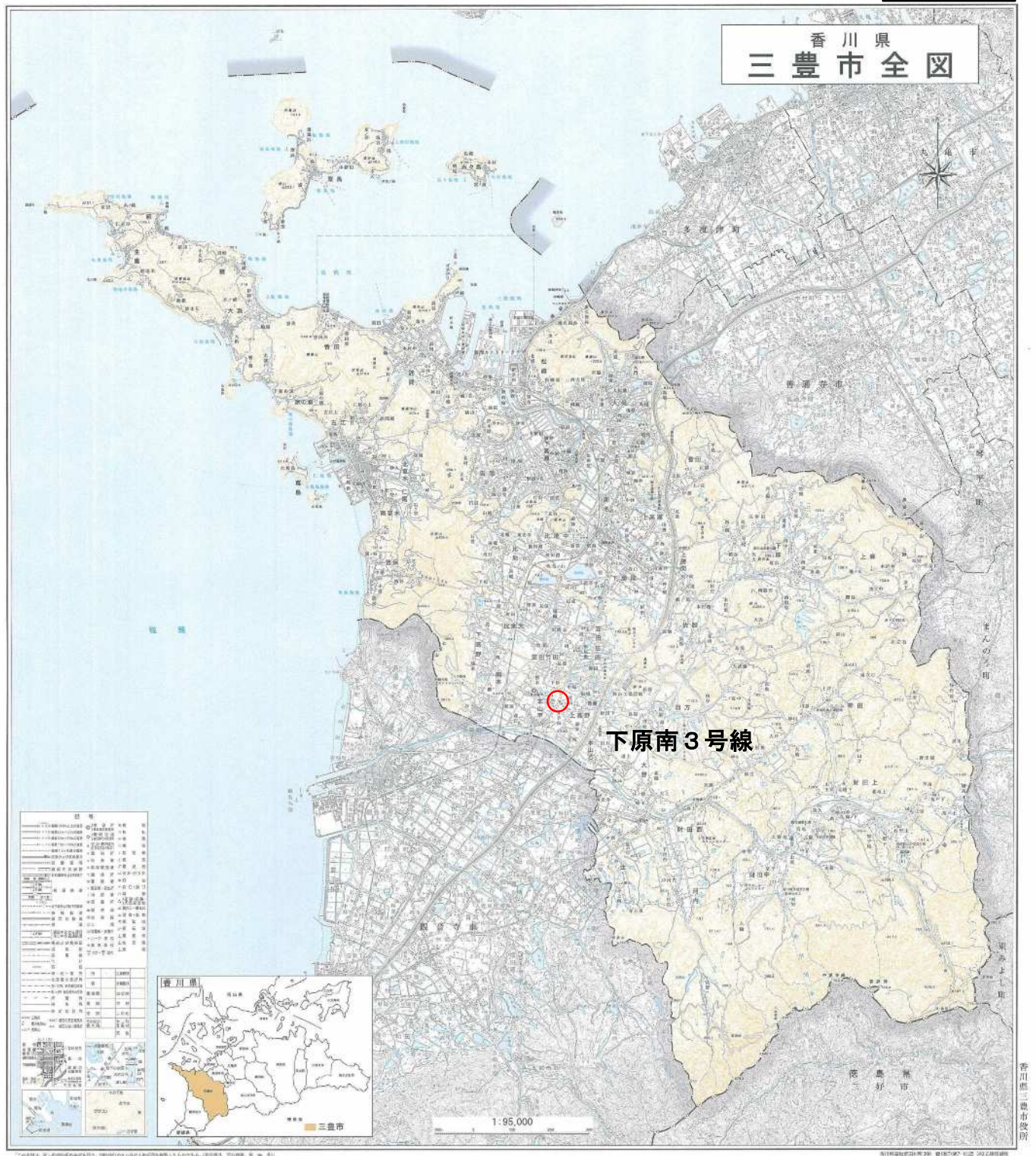
道路法第 1 0 条第 1 項の規定により、次の市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
下原南 3 号線	豊中町上高野字下司 3 9 0 9 番 1 0 地先 豊中町上高野字下司 3 9 1 0 番 1 地先	—

位置図



路線図

